

こども園入園申込書

令和 7年11月4日

京丹波町長様

申請者（保護者）

住所 〒622-0292
京丹波町蒲生蒲生野487番地1
氏名 京丹波 太郎
電話番号 0771（82）1394

受付

携帯電話番号の場合、
「父」「母」等、児童との
続柄を余白に記入し
てください。

認、同意の上、こども園の入園を次のとおり申し込みます。

第1希望だけではなく、必ず第2希望、第3希望まで記入してください。

	ふりがな 氏名	生年月日	性別	障害者手帳等の有無
	きょうたんば さぶろう 京丹波 三郎	令和3年9月1日	男・女	有・無
入園希望園	第1希望 たんばこども園 （希望理由） 自宅から近いため			
	第2希望 みずほこども園 （希望理由） 自宅から2番目に近いため			
	第3希望 わちこども園 （希望理由） 母の職場から近いため			
保育希望期間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで			
保育を希望する曜日・時間	利用曜日		利用時間 ※土曜日除く	
	①月～金曜日 ②月～土曜日		午前8時30分～午後5時30分	
保育の実施を必要とする理由	両親等：（1）（1） 就労しており保育ができないため			
第3子以降利用料無料化適用の有無	※令和8年4月1日現在において18歳未満の子どもが「有」に、第1子及び第2子の児童の場合は「有」 （第3子以降の児童）			
	無 （第1子及び第2子の児童）			

年度単位で入園決定を行うため、
令和9年3月31日が最長です。

裏面の基準から該当する番号を選び、父親が左（ ）、母親が右（ ）になるよう記入してください。なお、ひとり親家庭の場合は左（ ）のみ記入してください。また、保育の実施を必要とする具体的な理由も記入してください。
※1号認定を希望される方は、記載不要です。

令和8年4月1日現在において18歳未満の児童の中で、1番年長の児童から数えて、3番目以降の児童である場合に、第3子以降利用料無償化の対象になります。
該当する場合に「有」に○をつけてください。

令和8年4月1日現在

（障害者手帳）の交付
してください。

の場合は、障害者手帳等の写し（コピー）を添付してください。

ください。）

保育の実施の要否 要・否 （理由） □1号 □2号 □3号 令和 年 月 日承諾	保育実施期間		保育の実施基準番号
	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		両親：（ ）（ ）
	入園施設		
	備考		

記入上の注意

この入園申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ、京丹波町子育て支援課または各こども園に提出してください。なお、同一家庭から2人以上の児童が同時に入園を申し込む場合は、児童1人につき1枚の用紙に記入し、提出してください。

- 1 「入園希望園」の欄は、希望する順位に従い、こども園名を記入し、そのこども園を希望する理由を記入してください。（例）「自宅（職場）から近いため」など
- 2 「保育希望期間」には、毎年4月1日を基準に翌年3月31日までの1年間を上限とし、下記3の保育の実施を必要とする理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。
- 3 「保育の実施を必要とする理由」の欄については、（ ）内に両親（両親と別居している場合には、現在児童の面倒を実際にみている者）が下の表の（1）から（9）までに掲げるいずれの場合に該当するかを判断し、その該当する番号をすべて記入するとともに、具体的な状況についても同欄に記入してください（例えば、（1）に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数等、（2）～（4）では出産日や傷病名・治療見込み期間等、（5）では災害の程度・復旧見込期間等、（6）以降については具体的な状況等）。なお、具体的な状況を確認するために、別途教育・保育給付認定申請において就労証明書類等の提出が必要となります。
- 4 こども園へ入園については、次のようにご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。
 - ・保育の実施を必要とする基準に該当しないため、入園が認められない場合
 - ・希望者が多数いるため、希望するこども園へ入園できない場合
 - ・保育の実施を必要とする基準の該当事由により、保育の実施時間の希望に添えない場合

保育の実施を必要とする基準

2号及び3号認定を受けこども園へ入園できる児童は、その児童の保護者（両親や両親にかわって児童を養育している者を含む）のいずれもが、次のいずれかの事情に該当する場合で、かつ、保護者以外の同居の親族等も、その児童の保育をすることができないと認められる場合です。

（1）就労（家庭外・家庭内労働） … 保護者が1か月間において48時間以上労働することを常態としている場合。

*原則、1日4時間以上、かつ週3日以上勤務常態での就労。

（2）妊娠（産前）・出産（産後） … 妊娠中であるか、出産後間がない場合。

（3）保護者の疾病・障害 … 疾病や負傷、精神もしくは身体に障害を有している場合。

（4）同居親族等の介護・看護 … 常時、介護または看護している場合（長期入院含む）。

（5）災害復旧 … 震災、風水害、火災、その他の災害復旧に当たっている場合。

（6）求職活動 … 年度当初に限り、求職活動を継続的に行っている場合。もしくは、入園児童の保護者が年度途中で離職し、求職活動を行う場合。

（7）就学・職業訓練 … 大学、高等専門学校、専修学校等への在学、または求職者の就職支援に関する職業訓練を受けている場合。

（8）虐待・DVの危機 … 子育てへの不安や負担から虐待が危惧される場合、または配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）により保育を行うことが困難な場合。

（9）育児休業取得時の継続利用 … 保護者が育児休業を取得する時点で保育所等に入所している児童があり、継続して利用する必要があると認められる場合。